

鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第21号

鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県障害者自立支援法施行細則（平成18年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）及び障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）の施行に関し、<u>鳥取県障害者自立支援法施行条例（平成18年鳥取県条例第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定に係る申請等)</p> <p>第2条 法第36条第1項若しくは第38条第1項（<u>これらの規定を法第41条第4項において準用する場合を含む。</u>）又は第51条の19第1項（<u>法第51条の21第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定による申請は、様式第1号による申請書を提出してしなければならない。</p> <p>2 法第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定を受けた者又は<u>法第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者</u>の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等に係る変更等の届出)</p> <p>第3条 法第46条第1項若しくは第2項又は第51条の25第1項若しくは第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を提出してしなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）、<u>障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号。以下「基準省令」という。）</u>の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定に係る申請等)</p> <p>第2条 法第36条第1項（<u>法第40条（法第41条第4項において準用する場合を含む。）又は第41条第4項において準用する場合を含む。</u>）又は第38条第1項（<u>法第41条第4項において準用する場合を含む。</u>）の規定による申請は、様式第1号による申請書を提出してしなければならない。</p> <p>2 法第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定を受けた者又は<u>法第32条第1項の規定による指定相談支援事業者</u>の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等に係る変更等の届出)</p> <p>第3条 法第46条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を提出してなければならない。</p>

(1)及び(2) 略

2 法第46条第3項の規定による届出は、様式第3号の2による届出書を提出してしなければならない。

3 略

(指定障害福祉サービス事業者等の指定等の公示)

第4条 法第51条の規定による公示は、次に掲げる事項を公表することにより行うものとする。

(1) 法第29条第1項の規定による指定、法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出、法第47条の規定による指定の辞退又は法第50条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による指定の取消し(以下この項において「指定等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地

(2)及び(3) 略

(4) 指定等に係る障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの種類

2 法第51条の30第1項の規定による公示は、次に掲げる事項を公表することにより行うものとする。

(1) 法第51条の14第1項の規定による指定、法第51条の25第2項の規定による事業の廃止の届出又は法第51条の29第1項の規定による指定の取消し(以下この項において「指定等」という。)に係る指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

(2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地

(3) 指定等を行った年月日

(4) 指定等に係る地域相談支援の種類

様式第2号(第3条関係)

変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

所在地

届出者 名称

(事業者) 代表者

印

指定を受けた事項に変更がありましたので、次のとおり

(1)及び(2) 略

2 法第46条第2項の規定による届出は、様式第3号の2による届出書を提出してしなければならない。

3 略

(指定障害福祉サービス事業者等の指定等の公示)

第4条 法第51条の規定による公示は、次に掲げる事項を公表することにより行うものとする。

(1) 法第29条第1項若しくは第32条第1項の規定による指定、法第46条第1項の規定による届出(同項の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同項に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)、法第47条の規定による指定の辞退又は法第50条第1項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定による指定の取消し(以下「指定等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者又は指定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

(2)及び(3) 略

(4) 指定等に係る障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの種類 (指定相談支援事業者の場合を除く。)

様式第2号(第3条関係)

変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

所在地

届出者 名称

(事業者) 代表者

印

指定を受けた事項に変更がありましたので、次のとおり

届け出ます。

略	
9	事業所のサービス提供責任者（ <u>指定一般相談支援</u> の提供に当たる者）の氏名及び住所
略	
12	介護給付費、訓練等給付費、療養介護医療費又は <u>地域相談支援給付費</u> の請求に関する事項
略	
略	

注 略

添付書類 略

様式第3号（第3条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

職 氏 名 様

所在地

届出者 名称

(事業者) 代表者



事業の廃止(休止・再開)をしましたので、次のとおり届け出ます。

略	
現に指定障害福祉サービス又は <u>指定一般相談支援</u> を受けていた者に対する措置(廃止・休止の場合のみ)	略
略	

注 略

添付書類 略

様式第18号(第14条関係)

障害福祉サービス事業等開始届出書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

届け出ます。

略	
9	事業所のサービス提供責任者（ <u>指定相談支援</u> の提供に当たる者）の氏名及び住所
略	
12	介護給付費、訓練等給付費、療養介護医療費又は <u>サービス利用計画作成費</u> の請求に関する事項
略	
略	

注 略

添付書類 略

様式第3号（第3条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

職 氏 名 様

所在地

届出者 名称

(事業者) 代表者



事業の廃止(休止・再開)をしましたので、次のとおり届け出ます。

略	
現に指定障害福祉サービス又は <u>指定相談支援</u> を受けていた者に対する措置(廃止・休止の場合のみ)	略
略	

注 略

添付書類 略

様式第18号(第14条関係)

障害福祉サービス事業等開始届出書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

障害福祉サービス事業等を開始するので、次のとおり届け出ます。

開始しようとする事業をすること。)	種類	・障害福祉サービス事業・ <u>一般相談支援事業</u> ・ <u>特定相談支援事業</u>
	(該当するもの)	・移動支援事業・地域活動支援センターを運営する事業
	を	・福祉ホームを運営する事業
	こ	
	と。	
	略	
略		

注 略

添付書類 略

様式第19号(第15条関係)

障害福祉サービス事業等変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

(印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

届出事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

変更に係る事業	種類	・障害福祉サービス事業
	(該当するもの)	・一般相談支援事業
	を	・特定相談支援事業
	こ	・移動支援事業
	と。	・地域活動支援センターを運営する事業
	略	・福祉ホームを運営する事業
略		

様式第20号(第16条関係)

障害福祉サービス事業等廃止(休止)届出書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

(印)

障害福祉サービス事業等を開始するので、次のとおり届け出ます。

開始しようとする事業をすること。)	種類	・障害福祉サービス事業・ <u>相談支援事業</u>
	(該当するもの)	・移動支援事業・地域活動支援センターを運営する事業
	を	・福祉ホームを運営する事業
	こ	
	と。	
	略	
略		

注 略

添付書類 略

様式第19号(第15条関係)

障害福祉サービス事業等変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

(印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

届出事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

変更に係る事業	種類	・障害福祉サービス事業
	(該当するもの)	・相談支援事業
	を	・移動支援事業
	こ	・地域活動支援センターを運営する事業
	と。	・福祉ホームを運営する事業
	略	
略		

様式第20号(第16条関係)

障害福祉サービス事業等廃止(休止)届出書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

(印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

障害福祉サービス事業等を廃止(休止)するので、次のとおり届け出ます。

廃止(休止)事業	種類(該当するものに○を するこ と。)	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害福祉サービス事業</li><li>・一般相談支援事業</li><li>・特定相談支援事業</li><li>・移動支援事業</li><li>・地域活動支援センターを営 営する事業</li><li>・福祉ホームを営営する事業</li></ul>
	略	

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

障害福祉サービス事業等を廃止(休止)するので、次のとおり届け出ます。

廃止(休止)事業	種類(該当するものに○を するこ と。)	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害福祉サービス事業</li><li>・相談支援事業</li><li>・移動支援事業</li><li>・地域活動支援センターを営 営する事業</li><li>・福祉ホームを営営する事業</li></ul>
	略	

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第2条 鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

受付番号※1

指定障害福祉サービス事業所  
 指定障害者支援施設指定（更新）申請書  
 指定一般相談支援事業所

年 月 日

職 氏 名 様

申請者  
 （事業者・設置者）

所在地  
 名 称  
 代表者



指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業所）の指定（指定の更新）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所（施設）所在地市町村番号※2

申請者 （設置者）	フリガナ						
	名 称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 — ) 県 郡・市					
	法人の種別※3			法人所管庁※4			
	電話番号			ファックス番号			
	代表者の職・氏名	職 名			フリガナ	氏 名	
指定 （更新） を受けようとする事業所・施設	フリガナ						
	名 称						
	事業所（施設）の所在地	(郵便番号 — ) 県 郡・市					
	同一所在地において行う事業等の種類※5	実施事業	申請をする事業等の事業開始予定年月日	様 式	実施事業	他の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備 考
	指定障害福祉サービス事業所						
	指定障害者支援施設						
	指定一般相談支援事業所（地域移行支援）						
	指定一般相談支援事業所（地域定着支援）						
事業所番号※6				同一の法律において既に指定を受けている場合			

注

- ※1及び※2の欄は、記載しないこと。
- ※3の欄は、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社、有限会社等の別を記載すること。
- ※4の欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載すること。
- ※5の欄は、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業等の種類を記載し、該当する欄に「○」を付け、該当する事項を記載すること。この場合、様式欄には、添付書類2の「別に定める書類」の付表番号を記載すること。
- ※6の欄は、本県において既に事業所（施設）としての指定を受け、番号が付されている場合に、「事業所番号」の左側に事業等の種類を、その右側の欄にその事業所番号を記載すること。複数の番号が付されている場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載すること。

添付書類

- 別紙（他の法律において既に指定を受けている場合に限る。）
- 指定を受けようとする事業等の種類に応じて別に定める書類



附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。